

# 不妊治療促進企業支援事業のご案内

～ 不妊治療と仕事の両立支援を ～

不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境作りを推進する企業に  
**10万円交付します**

## ▶背景・目的

実際に不妊の検査や治療を受けたことがある（または現在受けている）夫婦は**約4.4組に1組**。  
不妊治療中（または予定している）方の**4人に1人**が**仕事との両立に困難を抱えています**。  
本事業では、不妊治療と仕事の両立のための休暇制度の導入を1つのきっかけに、社内で**現状を見直し、不妊治療に関する社内の理解を促進**していただくことを目的としています。

## 兵庫県不妊症等に関する支援推進条例が策定されました

### ●企業の役割は・・・？

（令和7年7月1日施行）

従業員が仕事と両立できるよう配慮し、職場における不妊症等に関する理解を促進するために必要な措置を講じるよう努めること（第6条）

### ●取り組むメリット

- ①安定した労働力の確保
- ②社員の安心感やモチベーションの向上
- ③求職者へのPRにより新たな人材確保につながる etc.



## ▶交付要件

- \* 交付は1企業につき1回限り
- \* R8年度からひょうご仕事と生活センター事業と連携しました

### ①「健康づくりチャレンジ企業」への登録

健康づくり企業

↓↓登録はこちら↓↓



### ②以下の条件を満たした上、改正された就業規則の周知を行う

- ア 就業規則等に不妊治療休暇制度を新たに明記し申請年度中に導入すること（給与相当が補償される場合に限る）
- イ 既にアを導入している場合は、不妊治療のための勤務形態の選択制度等新たな取り組みを導入すること
- ウ 企業内の不妊治療支援を推進するため、指定動画を視聴すること
- エ ひょうご仕事と生活センターによる企業相談・研修を実施すること  
まずは相談（無料）⇒ひょうご仕事と生活センターTEL:078-381-5277

## ▶申請方法（事業着手前の申請厳守）

必要書類を下記提出先に、原則メールで送付ください。  
様式は、兵庫県ホームページからダウンロード出来ます。



←様式のダウンロード、  
事業の詳細はこちらから

## ▶お問い合わせ先（提出先）

兵庫県保健医療部 健康増進課 保健指導班

☎：078-341-7711（内線：73812） ✉：kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp